

## 新旧対照表

令和4年4月 制定

旧	新
<p data-bbox="136 284 495 316">江別市後見実施機関運営方針</p> <p data-bbox="136 363 1111 555">江別市後見実施機関 運営方針は、「江別市後見実施機関の設置及び事業の実施に関する要綱（平成29年11月1日施行）」に基づき後見実施機関を設置するにあたり、後見実施機関の運営上の考え方や事業実施の方針を明確にすることで、後見実施機関の効果的かつ円滑な運営に資することを目的に策定する。</p> <p data-bbox="136 603 495 635">1. 後見実施機関設置の趣旨</p> <p data-bbox="136 643 1111 874">高齢化による認知症高齢者の増加や障がいのある方の地域生活への移行が進む中、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人が住み慣れた地域で安心して暮らすため、市民が成年後見制度を適切に利用できるような支援するとともに、成年後見制度の必要性の高まりに対し、親族や専門職だけでなく、市民が後見業務の新たな担い手として活動できるよう、市民後見人の育成及び活動支援等を図るために後見実施機関を設置する。</p> <p data-bbox="136 922 443 954">2. 後見実施機関の運営</p> <p data-bbox="136 962 338 994">(1) 委託設置</p> <p data-bbox="136 1002 1111 1121">成年後見制度による支援の性質を考慮し、後見実施機関は、権利擁護活動や地域福祉活動を専門的に行っている団体に委託して設置する。</p> <p data-bbox="136 1129 421 1161">(2) 事業計画の策定</p> <p data-bbox="136 1169 1111 1241">後見実施機関設置の委託を受けた団体（以下「受託団体」という。）は、毎年度、後見実施機関の業務に関する事業計画を策定し、市に提出する。</p> <p data-bbox="136 1249 360 1281">(3) 業務の記録</p> <p data-bbox="136 1289 1111 1401">受託団体は、後見実施機関の業務の実施状況及び後見支援員の活動状況等を適切に記録するとともに、市が必要と認める場合は、当該記録を市に提出する。</p> <p data-bbox="136 1409 338 1441">(4) 実績報告</p> <p data-bbox="136 1449 1111 1520">受託団体は、後見実施機関の業務の実施状況をとりまとめ、月毎に所定の方法により市に報告する。</p>	<p data-bbox="1111 284 1854 316">江別市成年後見制度利用促進に係る中核機関の運営方針（案）</p> <p data-bbox="1111 363 2089 555">江別市成年後見制度利用促進に係る中核機関の運営方針は、「江別市成年後見制度利用促進に係る中核機関設置要綱（令和4年3月8日施行）」に基づき中核機関を設置するにあたり、中核機関の運営上の考え方や事業実施の方針を明確にすることで、中核機関の効果的かつ円滑な運営に資することを目的に策定する。</p> <p data-bbox="1111 603 1473 635">1. 中核機関設置の趣旨</p> <p data-bbox="1111 643 2089 874">江別市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度の適切な利用その他権利擁護に係る支援のため、成年後見制度利用促進に係る中核機関を設置する。</p> <p data-bbox="1111 922 1420 954">2. 中核機関の運営</p> <p data-bbox="1111 962 1368 994">(1) 設置及び運営</p> <p data-bbox="1111 1002 2089 1121">設置主体は江別市とし、事業の運営は前条の中核機関設置の趣旨に基づき、権利擁護活動や地域福祉活動を専門的に行っている団体に委託する。</p> <p data-bbox="1111 1129 1391 1161">(2) 事業計画の策定</p> <p data-bbox="1111 1169 2089 1241">中核機関設置の委託を受けた団体（以下「受託団体」という。）は、毎年度、中核機関の業務に関する事業計画を策定し、市に提出する。</p> <p data-bbox="1111 1249 1339 1281">(3) 業務の記録</p> <p data-bbox="1111 1289 2089 1401">受託団体は、中核機関の業務の実施状況等を適切に記録するとともに、市が必要と認める場合は、当該記録を市に提出する。</p> <p data-bbox="1111 1409 1317 1441">(4) 実績報告</p> <p data-bbox="1111 1449 2089 1520">受託団体は、中核機関の業務の実施状況をとりまとめ、月毎に所定の方法により市に報告する。</p>



な運用に努める。

(6) 受任調整

後見実施機関が利用支援を行う案件について、ケース検討会議等の結果、受託団体又は市民後見人候補者が後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）として受任することが必要と判断した場合、外部の有識者により構成する受任調整会議を開催し、成年後見人等の受任調整を行う。

受任調整の対象は、当面は法定後見とし、任意後見は、法定後見の受任等の実績を積み重ねたうえで検討する。

また、受託団体又は市民後見人候補者が受任する案件は、原則として、紛争性がないこと、高額な財産を有しておらず日常の金銭管理が中心であること、身上保護に困難性がないことなどの条件を満たすものとするが、ほかに適切な支援が得られない場合など、受任調整会議での検討を経たうえで柔軟に判断する。

なお、受任調整の結果、親族又は専門職等による受任が適当と判断された場合は、成年後見人等の受任候補者に対して迅速かつ適切に引き継ぐものとする。

(7) 成年後見人等の推薦

前項の受任調整会議の結果を受けて、後見実施機関は、家庭裁判所に対して、成年後見人等の候補者の推薦を行う。

また、受託団体及び市民後見人候補者以外の専門職等の推薦は、受任調整の結果、特に必要と認めた場合に行う。

(8) 市民後見人の業務管理

市民後見の適正な実施を確保するために、市民後見人が作成する活動報告書の確認など、家庭裁判所と協議のうえ、必要とされる市民後見人の業務管理を行う。

(追加)

(5) 受任調整

中核機関が利用支援を行う案件において、後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）の受任候補者が決定していない場合、外部の有識者等により構成する受任調整会議を開催し、成年後見人等の受任調整を行う。

(6) 成年後見人等の推薦

前項の受任調整会議の結果を受けて、中核機関は家庭裁判所に対して、成年後見人等の候補者の推薦を行う。

候補者の対象は、専門職及び法人並びに市民後見人とする。

また、より適切な成年後見人等の選任に寄与するため、候補者の推薦と合わせ、支援対象者の状況や必要な支援内容等について家庭裁判所へ情報を提供する。

(7) 成年後見人等への支援

親族後見人をはじめとした成年後見人等が安心して適切に後見活動に取り組めるよう、相談支援窓口を明確化するとともに、成年被後見人等や成年後見人等を支援する身近な「支援チーム」結成の支援・調整を行う。

また、成年後見人等を支援する中で不適切な後見事務が確認された場合には、家庭裁判所等と連携し、迅速に対応する。

(追加)

(追加)

(9) その他

前記(1)～(8)のほか、成年後見制度の利用支援に関し必要な事業を実施する。

#### 4. 市民後見人等の業務

市民後見人及び受託団体における法人受任に係る後見支援員(以下「市民後見人等」という。)の業務は、主に次のとおりとする。

なお、実際の業務実施にあたっては、後見実施機関等による適切な指導・監督のもと、後見の種類及び被後見人等の実情に応じた範囲で行う。

##### (1) 財産管理

原則として、重要財産の処分等の専門性を伴う業務は受託団体等が対応することとし、市民後見人等は、次に掲げる日常的な生活費等に関する事務を行う。

① 預貯金の管理

② 定期的な収入の受領及び費用の支払い

③ 生活費の交付、日常生活用品の購入等

④ 金融機関への届出

##### (2) 身上保護

市民後見人等は、定期的な訪問などを通じて支援対象者の状況を把握し、次の事務を行う。

なお、医療行為への同意や保証人になることなど、本来の後見業務の範疇を超える依頼を受けた場合、必要に応じて後見実施機関等が依頼者との折衝にあたるなど、市民後見人等を適切に支援する。

① 定期的な訪問と見守り

② 介護及び福祉に関すること

③ 医療に関すること

##### (8) 地域連携ネットワークの構築

権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制の整備、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資するため、家庭裁判所及び成年後見制度に関わる専門職団体や関係機関、地域の関係者等と連携する地域連携ネットワークを構築・活用する。

##### (9) 家庭裁判所との連携

中核機関の運営には、成年後見制度の運用を担う家庭裁判所との連携が不可欠であることから、中核機関は家庭裁判所との密接な連携体制及び信頼関係の構築に努める。

##### (10) その他

前記(1)～(9)のほか、成年後見制度の利用促進に関し必要な事業を実施する。

削除

- ④ 住まいに関すること
- ⑤ 生きがいや教育に関すること
- ⑥ 公的機関等への各種手続き

### (3) 死後事務

被後見人等が死亡した場合は、原則として後見等の業務を終了し、適切に親族等に事務を引き継ぐものとする。

ただし、成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成28年10月施行）を踏まえ、引き継ぐ親族等がない場合などにおいて、法に定める範囲で死後事務を行うことができるものとし、その場合は、後見実施機関等は、市と連携のうえ、市民後見人等に対する相談対応や支援等を行う。

## 5. 市民後見人等の報酬等

### (1) 市民後見人の報酬等

市民後見は、福祉及び社会貢献の理念に基づき行われるものであるが、報酬付与は、被後見人の実情や後見の活動内容に応じて家庭裁判所が判断するものであることから、後見実施機関は、市民後見人による報酬付与の申立を妨げず、また、必要に応じて市民後見人による適切な報酬付与の申立を支援する。

### (2) 受託団体による法人受任に係る報酬等

前項と同様の理由により、受託団体による法人受任についても受託団体による申立を妨げない。

ただし、受託団体が得る後見報酬は、その趣旨に鑑み、成年後見制度の利用支援に活用されることが望ましいことから、受託団体の他の事業と区分して管理されることを前提とする。

### (3) 後見支援員への謝金

後見支援員が安心して活動できるようにするとともに、その活動意欲を維持するには、後見支援員の負担に対して、過度にならない程度の謝金等を支払うことが適当と考えられることから、後見支援員への謝金等に関する一定の基準を定めて運用する。

## 6. その他後見実施機関の運営に関して必要な事項

### (1) 組織的な体制整備

後見実施機関は、制度利用が必要な人やその親族等支援者のみならず、地域包括支援センターや障がい者支援センターなどの専門機関に対する相

削除

## 4. その他中核機関の運営に関して必要な事項

### (1) 組織的な体制整備

中核機関は、制度利用が必要な人やその親族等支援者のみならず、地域包括支援センターや障がい者支援センターなどの専門機関に対する相

談・支援機能を発揮することが求められることから、専門的な相談に対応できる人員を配置するとともに、業務知識や手順等の明確化・共有化に努め、安定的な支援体制を組織的に整備する。

また、市民後見人候補者又は受託団体が後見人として選任されるためには、家庭裁判所から信頼を得る必要があることから、後見実施機関の機能や組織体制等が家庭裁判所に理解されるよう密接な連携に努める。

(2) 成年後見      に関する各種支援制度等の活用

親族の有無や経済的な事情等により、成年後見制度等の利用に支障がある対象者に対し、市長申立制度や成年後見       利用支援制度など、各種の支援制度を活用して適切な利用に結びつくよう努める。

また、各種支援制度の円滑な利用のため、審査・手続に必要な情報提供や書類作成の支援など、市を始めとした関係機関との密接な連携を図る。

(3) 成年後見      以外の権利擁護・福祉事業等との連携

江別市社会福祉協議会が運営する日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業などの各種事業や、市や地域包括支援センター             などの各種関係機関が実施・運営する権利擁護や福祉に係る取組みなど、様々な支援制度等との連携により、総合的な支援の実施に努める。

(4) 事故等の防止及び事故等発生時の対応

後見実施機関の職員、市民後見人及び後見支援員が常に高い倫理観を保持して職務に取り組むよう綿密な指導や体制整備に努め、また、業務の相互チェックや監督等に関する適切な仕組みを構築・運用し、事故等の発生を防ぐよう努める。

また、万が一、事故等が発生したときは、市を始めとした関係機関に遅滞なく報告するとともに、被害の回復や再発防止等に向けた適切な措置を講じる。

(5) 情報管理

市民後見人の登録・管理及び支援対象者の相談・支援等を通じて得た個人情報等について、個人情報保護法その他関係法令に従い適切に管理する。

談・支援機能を発揮することが求められることから、専門的な相談に対応できる人員を配置するとともに、業務知識や手順等の明確化・共有化に努め、安定的な支援体制を組織的に整備する。

(2) 成年後見制度に関する各種支援事業等の活用

親族の有無や経済的な事情等により、成年後見制度の利用に支障がある対象者に対し、市長申立      や成年後見制度利用支援事業など、各種       支援事業を活用して適切な利用に結びつくよう努める。

また、各種支援事業の円滑な利用のため、審査・手続に必要な情報提供や書類作成の支援など、市を始めとした関係機関との密接な連携を図る。

(3) 成年後見制度以外の権利擁護・福祉事業等との連携

江別市社会福祉協議会が運営する日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業などの各種事業や、市や地域包括支援センター、障がい者支援センターなどの各種関係機関が実施・運営する権利擁護や福祉に係る取組など、様々な支援制度等との連携により、総合的な支援の実施に努める。

(4) 事故等の防止及び事故等発生時の対応

中核機関の職員、      が常に高い倫理観を保持して職務に取り組むよう綿密な指導や体制整備に努め、また、業務の相互チェックや監督等に関する適切な仕組みを構築・運用し、事故等の発生を防ぐよう努める。

また、万が一、事故等が発生したときは、市を始めとした関係機関に遅滞なく報告するとともに、被害の回復や再発防止等に向けた適切な措置を講じる。

(5) 情報管理

市民後見人の登録・管理及び支援対象者の相談・支援等を通じて得た個人情報等について、個人情報保護法その他関係法令に従い適切に管理する。